

国際医薬パートナーシップワーキンググループ開催要項

平成 29 年 9 月 15 日
〔医療国際展開タスクフォース決定（案）〕

1. 医療技術・サービスの国際展開に係る取組のうち、今般特に、医薬品の新興国への展開に係る取組を関係府省庁が連携して推進するため、医療国際展開タスクフォース（以下「TF」という。）のもとに、国際医薬パートナーシップワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。なおWGの呼称は、国際医薬パートナーシップ推進会議とする。
2. WGの構成員は別紙のとおりとする。議長は、必要があると認めるときは、学識経験者、医薬品関連事業者、関係府省庁及びその他関係者の出席を求めることができる。
3. WGの議事は原則として非公開とする。
4. WGで合意した事項は、必要に応じてTFに報告し、TFにおいてその取扱いを検討する。
5. WGの庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(案)

(別紙)

医療国際展開タスクフォース

国際医薬パートナーシップ推進会議構成員

議長 内閣官房 健康・医療戦略室長

外務省経済局長

外務省国際協力局長

外務省地球規模課題審議官

厚生労働省医務技監

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬・生活衛生局長

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

独立行政法人 国際協力機構

独立行政法人 日本貿易振興機構

公益社団法人 グローバルヘルス技術振興基金

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN